旭川市水道局告示第４１号

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の３第４項において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び旭川市下水道条例施行規程（昭和５２年水道事業管理規程第５号）第２３条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は旭川市水道局において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月６日

旭川市水道事業管理者　富　岡　賢　司

１　お客様番号及び検針年月日

別紙のとおり

２　書類の交付場所

旭川市水道局上下水道部料金課

３　納入場所

旭川市水道事業出納取扱金融機関（北海道銀行）

旭川市水道事業収納取扱金融機関

旭川市水道局

旭川市役所、各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター

下水道使用料の収納事務を取り扱うコンビニエンスストア等

４　送達を受けるべき者

別紙のとおり

令和8年11月6日　公示送達者一覧

通番	お客様番号	使用者名	検針日
1	7400234-010	佐野　祥太	令和8年8月15日
2	7405561-011	三木　崇仁	令和8年7月20日
3	6201751-007	菅原　大翔	令和8年9月16日
4	6302123-010	鈴木　誠一	令和8年9月15日
5	6505145-020	小笠原　正春	令和8年8月30日
6	8204379-002	平宮　裕子	令和8年9月18日
7	6102921-007	花畠　康之	令和8年8月4日
8	8306517-004	小笠原　徹也	令和8年7月30日
9	6102132-008	五十嵐　浩紀	令和8年8月10日
10	8729238-003	国井　愛華	令和8年8月28日